

## 議題

### (1) 報告事項

#### ① 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計決算について

資料1をご覧ください。

令和3年度狛江市国民健康保険特別会計決算について報告いたします。

令和3年度決算歳入合計は、79億7,738万7,173円、前年度に比べて4億6,843万4,085円、6.2%の増でございます。歳出合計は、78億8,243万1,918円、前年度に比べて4億2,190万7,148円、5.7%の増でございます。1ページに全体の総括、3ページ以降に細かい内訳を記載しております。

なお、令和3年度の年間平均被保険者数は、16,775人、前年度17,088人から313人、1.8%の減でした。

歳入の主な点につきまして、ご説明させていただきます。

1款、国民健康保険税は、16億4,797万7,235円、前年度に比べて1,265万8,556円、0.8%の増でございます。第1回会議で説明しましたとおり、保険税の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に係る減免については令和2年度から実施しておりますが、令和2年度に比べ令和3年度は減免金額が減少しました。また、令和3年度は収納率が向上したこともあり、結果として増となったところでございます。

2款、国庫支出金は、896万4,000円、前年度に比べて2,934万8,000円、76.6%の減でございます。災害臨時特例補助金では、コロナの保険税減免に対する国財政支援のうち、令和3年度分減免額の10分の6相当額が含まれています。

3款、都支出金は、54億2,288万7,812円、前年度に比べて5億2,856万646円、10.8%の増でございます。令和3年度については、コロナによる受診控え等の反動で保険給付が大きく伸びたため、それに伴い保険給付に対して交付される普通交付金の額が増となっております。

4款、繰入金は、一般会計からの繰入金で、8億2,205万4,179円、前年度に比べて6,983万4,821円、7.8%の減でございます。

5款、繰越金は、4,842万8,318円、前年度に比べて1,148万873円、31.1%の増でございます。

6款、諸収入は、2,707万5,629円、前年度に比べて1,491万6,831円、122.7%の増でございます。

次に、歳出の主な点につきまして、ご説明させていただきます。

1款、総務費は、5,241万180円、前年度に比べて728万1,069円、16.1%の増でございます。

一般管理費では、保険証一斉更新について隔年の実施年度であったため、郵送料や印刷製本費等で増額となったところでございます。

2 款、保険給付費は、50 億 9,597 万 2,424 円、前年度に比べて 4 億 9,297 万 2,946 円、10.7%の増でございます。内訳として最も比率の高い一般被保険者療養給付費は、43 億 7,511 万 1,837 円、前年度に比べて 4 億 2,482 万 6,836 円、10.8%の増でございます。先ほども説明させていただいたとおり、コロナによる受診控えの反動で支出額が伸びたものと考えてございます。

また、傷病手当金は、国保被保険者でコロナに感染し、または発熱等の症状で感染が疑われるため労務に服することができなかった被用者の方に対して支給するもので、令和3年度は9件について支給いたしました。

3 款、国民健康保険事業費納付金は、財政運営の主体である東京都が保険給付費の推計等から市区町村の医療水準や所得水準に応じて算定したもので、25 億 5,330 万 6,284 円、前年度に比べて 6,844 万 4,809 円、2.6%の減でございます。

4 款、保健事業費は、1 億 1,735 万 6,561 円、前年度に比べて 296 万 4,536 円、2.6%の増でございます。

令和2年度はコロナの影響により延期や中止した事業がございましたが、令和3年度につきましては、オンラインや事前予約、感染防止対策の徹底等、実施方法を見直し事業実施したところでございます。

5 款、公債費はございません。

6 款、諸支出金は、6,338 万 6,469 円、前年度に比べて 1,286 万 6,594 円、16.9%の減でございます。

## **② 狛江市国民健康保険財政健全化計画の実施状況について**

資料2をご覧ください。

国民健康保険財政健全化計画の令和3年度の実施状況について、報告いたします。

まず1. 赤字削減額の計画値と実績値につきまして、令和3年度は、8千万円削減となりました。

これにより、令和2年度は6,100万円増加してしまったため、令和2～3年度で5,500万円+1,500万円=7,000万円削減する計画が、-6,100万円+8,000万円=1,900万円しか削減できておらず、5,100万円(0.70-0.19)の計画との差が生じていることとなります。

令和3年度は計画より削減額が伸びましたが、要因としましては、3ページに記載しておりますが、被保険者数が減少しているにもかかわらず保険税収入が伸びたこと、また保険給付費は大きく増加したが、保険給付に連動する国民健康保険事業費納付金は減少していること等が考えられます。

保険給付費は当該年度においては全額東京都から交付されますが、納付金という形で保険給付費の推計等により東京都が積算した金額を東京都へ納めることとなっています。

次に2. 法定外繰入金と赤字額につきまして、一般会計繰入金の構成は、まず法定内繰入金（法律で一般会計から繰り入れることが定められているもの）と法定外繰入

金に分かれており、決算書で「その他一般会計繰入金」と記載されているものが法定外繰入金に当たります。

その中でも決算補填を目的とした金額について、国は解消すべき赤字としています。保険税の減免や保健事業費に充てるための分については、赤字額には含まれないものとなっております。

なお1ページに記載しておりますが、計画は予算推計ベースの平成31年度の赤字額を設定しているため、平成31年度決算の赤字額とは数値が異なっております。

次に3. 保険税収入の推移につきまして、令和2年度は税率を増額改定しましたがコロナ減免等の影響により収納額が減少し、逆に令和3年度は被保険者数が減少しているにもかかわらず、コロナ減免の減少、また収納率の向上等により、収納額が増加いたしました。

令和3年度収納率につきましては、現年分が97.5%、滞納繰越分が45.9%で、総合して94.8%となったものでございます。

次に4. 保険給付費の推移につきまして、被保険者数が減少しているため、総額としては年々減少していたものが、令和3年度につきましては大幅に増加しております。これは全国的な傾向で、令和2年度のコロナによる受診控えの反動によるものと言われているところでございます。

1人当たりでは、約13%も伸びている状況でございます。

次に5. 国民健康保険事業費納付金の推移につきまして、納付金の金額は、翌年度に納付する金額を保険給付費の推計等により、東京都が積算して前年度に市区町村へ通知します。

先ほど説明させていただいたとおり、当該年度の保険給付費については、その年度に全額東京都から交付されますので、この納付金の支出が国保会計に大きな影響を及ぼします。参考資料2の「国民健康保険財政の仕組み」も参考にご覧ください。

今回、令和3年度納付金は、東京都が令和2年度に積算したため減少しておりますが、令和4年度納付金はすでに増額で決定しています。令和3年度は赤字を計画より削減することができましたが、令和4年度は納付金が増額になっているため、決算の段階でどのくらい削減できるのかわからない状況でございます。

### **③ 狛江市国民健康保険財政健全化計画の今後の進め方について**

②の実施状況を基に、来年度議論していただく国民健康保険税率や財政健全化計画の見直しに向けて、意見交換をお願いします。

現計画では、2年に1回の保険税率の増額改定を想定し、改定年度以外は収納率の向上や医療費適正化等により約1,000万円の削減、改定年度は税率改定によりプラス約3,800万円の削減をするものとし、14年間の計画を立てております。

論点としましては、現在生じている計画との差分をどうするのか、14年間の計画をこのまま進めていくのか、計画年次の延長や前倒しを検討するのか、というようなところになろうかと思えます。

なお、国からは計画年次の短縮を求められている状況もございます。

また、税率改定以外の取組みの一部として、保健事業の実施計画となる狛江市国民健康保険データヘルス計画について、次期計画策定作業を来年度実施いたします。議題のその他で後ほど説明いたします。

#### ④ 令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率（仮係数）について

先ほども説明させていただきましたが、毎年度、東京都が各市区町村の翌年度の国民健康保険事業費納付金と標準保険税率を積算し通知します。

まず11月に仮係数にて積算したものが示され、最終1月に確定した数値が示されます。今回資料の事前送付の時点で、まだ数値が示されておりませんので、資料はございません。

国民健康保険事業費納付金は、保険給付費の推計等により積算され市区町村が東京都へ納めるもので、標準保険税率は、市区町村が東京都へ納付金を納めるのに必要な金額を保険税として集める場合の税率となります。

参考資料2「国民健康保険財政の仕組み」をご参照ください。標準保険税率で賦課徴収すれば、理論上法定外の一般会計繰入をせずに支出をまかなうことができることとなります。

### (2) その他

#### ① 次期狛江市国民健康保険データヘルス計画の策定について

現行の狛江市国民健康保険データヘルス計画（以下「データヘルス計画」という。）の対象期間が、令和5年度末をもって終了となることから、令和5年度中に令和6年度からの6年間を対象期間とするデータヘルス計画を策定いたします。

現計画と同様に、令和5年度当初に本協議会に対して諮問し、答申の内容を踏まえて庁議において計画内容を決定したいと考えております。

具体的な計画内容に関する検討の進め方ですが、年内を目途に国から示される予定の「データヘルス計画改定の指針」の内容を踏まえながら、別添の参考資料1「データヘルス計画等支援サイト」に掲載されているとおり、現行計画における取り組み内容の最終評価を行ったうえで、次期計画を策定することとなります。

また、令和6年度当初から実施する予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新規事業との関連性についても、データヘルス計画に明記する予定です。

以上の内容を踏まえて、データヘルス計画に位置付けている保健事業の重要性が高くなるとの予測に基づいて、これまで庁内で必要な作業を行っておりましたが、次期データヘルス計画策定作業からは、コンサルタントに業務委託するとともに、計画期間である6年間における各年度の取り組み内容の評価分析及び次年度実施事業に対する企画立案に関する提案といった運営管理につきましても、業務委託することを検討しております。

現在令和5年度予算積算業務の中で対応中となりますので、詳細につきましては令

和5年度予算の内容をご説明する際に、改めてご説明申し上げます。

**② 賦課限度額の引き上げについて**

現時点では、正式決定ではなく方針の決定と報じられているとおり、現在102万円とされている保険税の賦課限度額について、令和5年度から2万円引き上げた104万円にするとの報道がされております。

このため、次回第3回の運営協議会において、賦課限度額の引き上げについて諮問させていただきます。